令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年４月１６日
厚　生　労　働　省

今般制定された、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 82 号）は、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和６年法律第 13 号）第２条に規定する令和６年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、令和８年度一般会計予算の成立に伴い、当該予算を財源に追加するための所要の措置を行うものであり、速やかな執行体制を確保するため、令和８年度一般会計予算成立後速やかに公布・施行する必要があるものであることから、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第１号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八　（略）

担当：厚生労働省　社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室